

平成29年

第14回教育委員会（定例会）会議録

上天草市教育委員会

## 平成29年 第14回教育委員会（定例会）会議録

期日：平成29年11月22日（水）

開会：午前10時00分

閉会：午前11時25分

場所：上天草市役所松島庁舎3階大会議室

### 1 会議日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 平成29年第13回（10月定例会）会議録の承認について
- 日程第3 教育長の報告
- 日程第4 非公開とする審議事項について
- 日程第5 [議案第87号] 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて  
(上天草市職員記章規程の制定について)
- 日程第6 [議案第88号] 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて  
(上天草市公立学校規模適正化審議会委員の追加委嘱について)
- 日程第7 [議案第89号] 専決処分の報告について  
(公文書開示請求に対する開示等の決定について)
- 日程第8 [議案第90号] 専決処分の報告について  
(公文書開示請求に対する開示等の決定について)
- 日程第9 [議案第91号] 専決処分の報告について  
(公文書開示請求に対する開示等の決定について)
- 日程第10 [議案第92号] 上天草市小・中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第11 [議案第93号] 就学する学校の変更承認について
- 日程第12 [議案第94号] 市議会の議決を経るべき議案に関することについて
- 日程第13 [議案第95号] 上天草市就学指導委員会への諮問について
- 日程第14 [議案第96号] 就学する学校の変更承認について
- 日程第15 諸報告

### 2 出席委員

山下勝一（委員）、古川佐奈江（委員）、田中久美子（委員）、松本修吾（委員）、高倉利孝（教育長）

### 3 欠席委員

なし

### 4 議場に出席した者

中文近（教育部長）、赤瀬耕作（学務課長）、中田清治（社会教育課長）、田崎正明（教育審議員）、中田光治（学務課長補佐）、原田和久（社会教育課長補佐）、大石智奈美（学務係長）

### 5 教育長の報告の趣旨、議題及び議事の概要、議題となった動議及び動議を提出した者の氏名、質問又は討論をした者の氏名及びその要旨、議決事項

以下のとおり

開会 午前10時00分

○教育長（高倉利孝君） おはようございます。出席委員が定足数に達しておりますので、これより平成29年第14回上天草市教育委員会定例会を開会いたします。会議日程はお手元に配布してあるとおりでございます。

日程第1 会議録署名委員の指名について

○教育長（高倉利孝君） 日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。会議規則第18条第2項の規定により、本日の会議録署名に古川委員及び中田学務課長補佐を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2 第13回（10月定例会）会議録の承認について

○教育長（高倉利孝君） 次に日程第2「平成29年第13回定例会の会議録の承認について」を議題といたします。みなさんには会議の案内と一しょに配布しておりましたが、何か質疑等がありましたらよろしく願いいたします。

○学務課長補佐（中田光治君） 各委員の皆様よりご指摘いただきました文字等の修正につきましては、事務局で修正させていただきますのでよろしく願いします。

○教育長（高倉利孝君） よろしいですか。それではお諮りいたします。第13回の委員会会議録については承認することにご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） 全員ご異議なしと認め、承認することに決定いたしました。

日程第3 教育長の報告

○教育長（高倉利孝君） 次に日程第3「教育長の報告」を行います。資料の1ページになります。たくさんありますので主なものだけご説明をいたします。10月20日、天草郡市中体連駅伝大会がございました。天草からは男女別に4チームずつが出場ということで本市からは3チーム出場となりました。大矢野中学校の男女2チーム、維和中学校の男子チームが入りました。10月21日、22日、熊本県人権教育研究大会天草大会が、天草市民センター体育館、上天草市保健センターなどで行われました。1日目が全体会、2日目が分科会等でこの庁舎でも分科会が行われました。丁度、台風の接近ということで会場によっては早く終えて解散になったところもあったようです。10月26日、上天草市小学校音楽会。10月27日、中学校音楽会が大矢野総合体育館で行われました。どの学校の子どもたちもさすがに練習してきただけあって、ハーモニーも綺麗で歌声も響いておりました。特に感心したのが、中学校の音楽会でクラスが一丸となって、あるいは学年が一つにまとまって発表しておりました。男の子も一生懸命指揮をしたり歌ったりしておりました。11月2日、上小学校経営訪問がありました。委員の皆様にもお世話になりました。11月3日から4日、11月12日まで軟式野球、ミニバスケットボール、バレーボール、学童サッカー、天草四郎時貞剣道大会ということで、912名の青少年がこのスポーツ大会に参加しております。教育委員会のスタッフの皆さんも大変よく頑張ってくれまして、遅くまで準備、後片付けに頑張ってくれておりました。また各協会の役員の皆様も審判等でご協力いただき運営もスムーズに、ケガ無く事故無く、滞りなく進みました。11月7日、天草ジオパーク推進協議会に参加いたしました。天草では現在54のサイトがございます。ジオサイトというのが26、自然サイトというのが12、文化サイトというのが16です。上天草市からは、それぞれに合計14のサイトに登録されております。その中で自然サイトの白嶽湿地について意見を述べさせていただきました。ご存知のように旧姫戸

町で管理をしておりましたが、今は市になっております。イノシシによって湿地帯が荒らされておまして、ニホンメダカが住んでいた水溜まりもかなり深かったのですが、今はもう無い状態です。いろんな自然の生き物、ハッチョウトンボやオニヤンマそういう生き物も危惧される所です。何とか今のうちに手を打って害獣の駆除をしないといけないと考えておりました。市長もお見えになっておまして、市の方でも対応したいという答弁をなさっていただきましたので、大変ありがたいなと思っております。どんな方法ができるのかこれから検討が必要ですが、専門家の方々の意見も聞きながら市とタイアップしていけたらと思います。11月16日、天草郡市音楽会がございました。上天草市からも部会代表の子どもたちが参加しました。11月18日・19日、ボランティアフェスティバル天草がございました。天草が主催地ということでたくさんの人たちのもてなしをいたしました。11月21日は、幼・保・小・中連携セミナーで昨日は大変お世話になりました。元気の良い龍ヶ岳の子どもたちの姿を見ることができました。以上で報告を終わります。

#### 日程第4 非公開とする審議事項について

○**教育長（高倉利孝君）** 次に、日程第4「非公開とする審議事項について」意見を伺います。

日程第11、議案第93号。日程第13、議案第95号。日程第14、議案第96号。諸報告、第2の「不登校児童・生徒の状況について」、第3の「いじめの状況について」は、プライバシー保護のため、秘密会議といたしますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○**教育長（高倉利孝君）** 全員ご異議なしと認め、承認することに決定いたしました。

#### 日程第5 議案第87号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

○**教育長（高倉利孝君）** それでは、日程第5、議案第87号。「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。

○**学務課長（赤瀬耕作君）** 議案書の2ページをお願いいたします。議案第87号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて。上天草市職員記章規程を制定する訓令の制定について、上天草市教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、その承認を求めます。平成29年11月22日提出。専決第23号、上天草市職員記章規程を制定する訓令の制定について。上天草市職員記章規程を次のように制定することとする。平成29年11月1日専決。上天草市職員記章規程を制定する訓令。上天草市職員記章規程を次のように制定する。第1条、この規程は、上天草市職員記章を定めることにより、職員としての身分を明確にし、品位を保持することを目的とする。第2条、この規定において「職員」とは、次に掲げる職員をいう。1号、常勤の特別職の職員。2号、上天草市職員定数条例第1条に定める職員及び再任用職員。第3条、記章の様式は、様式第1号のとおりとする。第4条、職員は、記章を着用しなければならない。ただし、勤務上着用することができない者は、この限りではない。2項、記章は、折襟の洋服の場合はその見返しに、その他の服装の場合はこれに準ずる箇所に、それぞれ着用しなければならない。第5条、記章は、職員に貸与するものとする。2項、記章は、総務企画部総務課長が、記章貸与台帳に登録して貸与するものとする。第6条、記章は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。2項、記章は、善良な管理者の注意をもって保有しなければならない。第7条、記章は、職員が退職等により職員でなくなったときは、返納しなければならない。第8条、記章を、紛失し、又は損傷したときは、記章再貸与申請書を総務課長に提出して、記章の再貸与を受けなければならない。2項、前項の規定により記章の再貸与を受けるときは、実費相当額を納めなければならない。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。附則、この訓

令は、平成29年11月1日から施行する。記章の仕様については、4ページに記載のとおりでございます。提案理由については、職員としての身分を明確にし、品位を保持することを目的とした上天草市職員記章の貸与及び着用に伴い、記章の取扱いを定める必要があるため、上天草市職員記章規程を制定することとなりました。教育委員会規則その他の委員会の定める規程を制定することについては、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第2号の規定により教育委員会に諮る必要がありますが、予定された施行日まで期間がなかったため、同規則第3条第1項第2号の規定により専決処分し、同条第3項の規定により委員会に報告するものでございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○教育長（高倉利孝君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、なにか質疑はございませんか。それでは、お諮りいたします。議案第87号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第6 議案第88号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

○教育長（高倉利孝君） 次に、日程第6、議案第88号。「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。

○学務課長（赤瀬耕作君） 議案書の7ページをお願いいたします。議案第88号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて。上天草市公立学校規模適正化審議会委員の委嘱について。上天草市教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求める。平成29年11月22日提出。専決第24号、上天草市公立学校規模適正化審議会委員の委嘱について。上天草市公立学校規模適正化審議会委員の委嘱について、上天草市公立学校規模適正化審議会設置条例第3条第2項第6号の規定に基づき、次のとおり委嘱するものとする。平成29年11月22日専決。委嘱する者は、議案書に記載のとおりです。任期は、平成29年11月1日から平成31年10月31日まで。提案理由については、平成29年第13回上天草市教育委員会定例会の議案第85号「上天草市公立学校規模適正化審議会委員の委嘱について」の審議の際、教育委員から提案があった維和地区より委員を委嘱することに関し、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第9号の附属機関の委員その他非常勤職員の任免及び委嘱に関することに該当することから、教育委員会に諮る必要があると思われるが、委員の任期については、任期を11月1日からとするため緊急を要し、委員会の会議に付するいとまがなかったため、同規則第4条第1項の規定により専決処分し、同条第2項の規定により委員会に報告し、その承認を求めるものでございます。これが、この議案を提出する理由でございます。ご審議よろしく申し上げます。

○教育長（高倉利孝君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、なにか質疑はございませんか。それでは、お諮りいたします。議案第88号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第7 議案第89号 専決処分の報告について

○教育長（高倉利孝君） 次に、日程第7、議案第89号。「専決処分の報告について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。

○学務課長補佐（中田光治君） 議案第89号、「専決処分の報告について」。教育委員会が保有する公文書の開示請求があった件について、上天草市教育長に対する事務委任規則第3条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告する。平成29年11月22日提出。専決第25号、「公文書の開示請求に対する開示等の決定について」。平成29年10月20日付けで請求があった公文書開示請求書については、上天草市情報公開条例第11条に基づき次のとおり決定する。平成29年11月2日専決。内容について説明しますので、別冊資料の1ページから5ページをご覧ください。まず1ページは、公文書開示請求書です。請求者は記載のとおりです。今回の請求内容は、平成29年度道徳教科書採択に関わる調査研究資料・採択スケジュールです。この請求に対して2ページが公文書開示決定通知書です。学務課内で検討・協議した結果、答申書及び採択スケジュールを公開することにいたしました。なお、先方と相談した結果、開示を実施する日時は平成29年12月5日の午前中、教育委員会事務局で開示することとしております。また、今回は採択協議会の中で写しの交付はしないと取り決めを行ってございましたので、閲覧での公開としております。提案理由としまして、平成29年10月20日付けで教育委員会が保有する公文書の開示請求があった件につき、上天草市情報公開条例に基づき審査した結果、請求された公文書の開示の決定をした。情報公開については、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第16号の規定により教育委員会に諮る必要があるが、開示決定等の期限があるため、同規則第3条第1項第5号の規定により専決処分し、同条第3項の規定により委員会に報告するものでございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

○教育長（高倉利孝君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、なにか質疑はございませんか。それでは、お諮りいたします。議案第89号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第8 議案第90号 専決処分の報告について

○教育長（高倉利孝君） 次に、日程第8、議案第90号。「専決処分の報告について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。

○学務課長補佐（中田光治君） 議案第90号「専決処分の報告について」。教育委員会が保有する公文書の開示請求があった件について、上天草市教育長に対する事務委任規則第3条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告する。平成29年11月22日提出。専決第25号。「公文書の開示請求に対する開示等の決定について」。平成29年10月27日付けで請求があった公文書開示請求書については、上天草市情報公開条例第11条に基づき次のとおり決定する。平成29年11月8日専決。内容につきましては、別冊資料の3ページから5ページをご覧ください。3ページが公文書開示請求書です。請求者は記載のとおりです。今回請求された内容は、平成30年度使用小学校道徳教科書採択に関わる採択検討資料、選定委員会名簿、教科書調査員名簿、議事録です。この請求に対して4ページが公文書部分開示決定通知書です。学務課内で検討・協議した結果、答申書、天草地区採択協議会及び選定委員会の会議録を公開することにいたしました。なお、先方と相談した結果、開示を実施する日時は平成29年11月24日の午後2時以降、教育委員会事務局で開示することとしております。また部分開示なので開示しない部分については、選定委員会名簿、教科書研究員名簿、その他上天草市情報公開条例第7条に該当する事項としております。開示をしない理由としましては、個人の情報で特定の個人が識別されるため。また今後の教科書採択に関し事業の適正な執行に支障を及ぼす恐れがあるためです。また、採択協議会の中で写し

の交付はしないと取り決めを行っておりましたので、閲覧での公開としております。提案理由としまして、平成29年10月20日付けで教育委員会が保有する公文書の開示請求があった件につき、上天草市情報公開条例に基づき審査した結果、請求された公文書の開示の決定をした。情報公開については、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第16号の規定により教育委員会に諮る必要があるが、開示決定等の期限があるため、同規則第3条第1項第5号の規定により専決処分し、同条第3項の規定により委員会に報告するものでございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

- 教育長（高倉利孝君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、なにか質疑はございませんか。
- 委員（田中久美子君） この件は、その前の89号であった開示文書の表示の「平成29年度に係る」というのと「30年度使用」というのは同じ教科書になるのですか。
- 学務課長補佐（中田光治君） 先ほどの議案では、29年度に小学校の道徳教科書を採択ということで、先方から表記がありました。今回は30年度使用小学校道徳教科書ということで、先方から表記がありました。中身は一緒です。
- 教育長（高倉利孝君） 他にございませんか。それでは、お諮りいたします。議案第90号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。  
[「異議ありません」という声あり]
- 教育長（高倉利孝君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

#### 日程第9 議案第91号専決処分の報告について

- 教育長（高倉利孝君） 次に、日程第9、議案第91号「専決処分の報告について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。
- 学務課長補佐（中田光治君） 議案第91号。「専決処分の報告について」。教育委員会が保有する公文書の開示請求があった件について、上天草市教育長に対する事務委任規則第3条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告する。平成29年11月22日提出。専決第27号。公文書の開示請求に対する開示等の決定について。平成29年11月6日付けで請求があった公文書開示請求書については、上天草市情報公開条例第11条に基づき次のとおり決定する。平成29年11月8日専決。内容につきましては、別冊資料の6ページから8ページをご覧ください。6ページが公文書開示請求書です。請求者は記載のとおりです。今回請求された内容は、平成30年度使用小学校教科用図書採択に関する資料で道徳の教科書選定資料、天草地区採択協議会及び選定委員会の名簿、選定委員会の議事録、教育委員会会議録です。この請求に対して7ページが公文書部分開示決定通知書です。学務課内で検討・協議した結果、答申書、採択協議会名簿、採択協議会の会議録を公開することにいたしました。なお、先方と相談した結果、開示を実施する日時は平成29年11月30日の午後、教育委員会事務局で開示することとしております。また部分開示なので開示しない部分については、選定委員会名簿、教科書研究員名簿、教育委員会会議録、その他上天草市情報公開条例第7条に該当する事項としております。開示をしない理由としましては、個人の情報で特定の個人が識別されるため。また今後の教科書採択に関し事業の適正な執行に支障を及ぼす恐れがあるためです。また、採択協議会の中で写しの交付はしないと取り決めを行っておりましたので閲覧での公開としております。提案理由としまして、平成29年11月6日付けで教育委員会が保有する公文書の開示請求があった件につき、上天草市情報公開条例に基づき審査した結果、請求された公文書の開示の決定をした。情報公開については、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第16号の規定により教育委員会に諮る必要があるが、開示決定等の期限があるため、同規則第3条第1項第5号の規定により専決処分し、同条第3項の

規定により委員会に報告するものでございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

- 教育長（高倉利孝君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、なにか質疑はございませんか。
- 委員（古川佐奈江君） 3社から、「道徳の教科書が採択されるまでに、どういった経過があったのか知りたい」という請求があったということですか。
- 学務課長補佐（中田光治君） 今回が3社で、前回の会議の時は1社、決定をしておりますので、今まで4社から「どういう採択の内容であったかを知りたい」ということで、文書開示の請求があっておりまして、開示をするようにしております。その中で個人情報とか今後の教科書採択に支障がある部分はお見せできませんということです。それ以外については開示しますということです。
- 委員（古川佐奈江君） 教科書採択の後に開示請求があるというのは、通例のことですか。
- 学務課長補佐（中田光治君） これまでは、採択協議会の事務局を天草市教育委員会の方で対応をさせていただいておりました。今回初めて上天草市の方で対応したのですけれども、以前の状況を聞くと、引き継ぎの中でそういうことは聞いておりませんでした。今回ぐらいから「どういう状況だったのか」ということで公文書開示が多くなってきたのかなというところですね。今まではあまり無かったと思われまして。
- 教育長（高倉利孝君） 他にございませんか。
- 委員（山下勝一君） 名簿がいくつもありますよね。採択委員名簿、調査委員名簿、選定委員会名簿。この名簿の中で「調査と選定は公表しない。」「採択委員会は公表する。」というのはどういったことですか。
- 学務課長補佐（中田光治君） 採択協議会の委員は、各市・町の教育長さんです。それは規約の中でも教育長になるということで、各市町で決めてあり、それは周知の事実ですので請求されても開示してもよいということです。その下に選定委員会、さらにその下に研究員会があります。まず一番下の研究員会は、実際に教科書を研究してもらう所ですけども、そこは学校の先生方が対応をされております。今後も同じように研究員をしてもらう可能性があるんで、これは名前を伏せようと決めております。選定委員会は、今回5人いらっしゃいまして2人が学校の校長先生と1人がPTA代表の方、あと2人は教育に関して経験を有する方をお願いをしております、その方々も今後採択に携わる可能性がありますので名前を伏せておこうということです。
- 教育長（高倉利孝君） 他にございませんか。それでは、お諮りいたします。議案第91号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。  
〔異議ありません〕という声あり〕
- 教育長（高倉利孝君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第10 議案第92号 上天草市小・中学校管理規則の一部改正をする規則の制定について

- 教育長（高倉利孝君） 次に、日程第10、議案第92号。「就学する学校の変更承認について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。
- 学務課長（赤瀬耕作君） 議案書の12ページをお願いいたします。議案第92号。「上天草市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」。上天草市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則を次のように制定することとする。平成29年11月22日提出。上天草市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則。上天草市立小・中学校管理規則の一部を次のように改正する。13ページの新旧対照表をご覧ください。第26条第3項中「第26条の



2に規定する学校事務センターの事務職員を監督し、それらが行う事務を統括し、その他学校事務センターの事務をつかさどる」を「事務職員その他の職員が行う事務を総括する」に改め、同条第4項中「をつかさどる」を「に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる」に改め、同条第5項中「事務職員」の次に「及び事務職員」を加え、「に従事する」を「をつかさどる」に改めるもの。12ページにお戻りください。附則、この規則は、公布の日から施行する。提案理由については、学校教育法等に定める事務職員に関する職務規定が改正されたことに伴い、関係規則を整備する必要がある。なお、教育委員会規則の制定及び改廃については、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第2号の規定により教育委員会に諮る必要がございます。これが、この議案を提出する理由でございます。補足説明で14ページに概要を添付しております。改正の理由は、「義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律」が平成29年4月1日に施行されたことに伴い、学校教育法第37条第14項に定める事務職員の職務規定が「事務に従事する」から「事務をつかさどる」に改正され、また、学校教育法施行規則に定める事務長及び事務主任の職務について、それぞれ「事務職員その他の職員が行う事務を総括する」、「事務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる」と改められたことに伴い、市の関係規則を整備する必要がございます。改正の主な内容は、国の法改正の趣旨は、学校事務職員がより主体的・積極的に校務運営に参画することに資するよう、事務長及び事務主任を活用することなどにより事務体制の強化に努めることとされており、改正の趣旨に沿って上天草市学校管理規則を改めるものでございます。ご審議よろしく申し上げます。

- 教育長（高倉利孝君）** 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、なにか質疑はございませんか。
- 委員（古川佐奈江君）** 今、事務センターはどちらに設置してありますか。
- 学務課長（赤瀬耕作君）** 大矢野中学校内に大矢野事務センター、松島中学校内に南部学校事務センターの2カ所設置しております。
- 委員（古川佐奈江君）** この2カ所の中で、主任事務長、事務長、事務主幹、事務主任、主任事務職員が分かれて配置されていらっしゃるのですか。
- 学務係長（大石智奈美君）** 管理職の方が、主任事務長・事務長で主任事務長が一番上になります。事務センターが入ると共に管理職が配置していただけるようになりました。事務主幹、事務主任は、今までの事務の中で、一番上になります。係長とかが主任事務職員となります。一般的採用になると、事務職員です。主任事務職員が係長級となります。
- 委員（古川佐奈江君）** 北部と南部の事務センターに何人くらいいらっしゃるのですか。
- 学務係長（大石智奈美君）** 主任事務長が松島中学校に1名、事務長が大矢野中学校に1名です。現在事務主幹はおりません。事務主任の数ははっきりとわかりませんが、それぞれグループ長とかをしていただいています。グループ長は、事務主任が行うということになっております。臨採も事務職員として採用されております。
- 教育長（高倉利孝君）** それでは、お諮りいたします。議案第92号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。  
[「異議ありません」という声あり]
- 教育長（高倉利孝君）** ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第11 議案第93号 就学する学校の変更承認について

- 教育長（高倉利孝君）** 次に、日程第11、議案第93号「就学する学校の変更承認について」を議題といたします。この議題は、秘密会議といたします。

※ 【議案第93号は秘密会議の決定により審議内容は非公開】

日程第12 議案第94号 市議会の議決を経るべき議案に関することについて

○教育長（高倉利孝君） 次に、日程第12、議案第94号。「市議会の議決を経るべき議案に関することについて」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。

○社会教育課長（中田清治君） 議案書の16ページをお願いします。議案第94号議会の議決を経るべき議案について、ご説明いたします。議会の議決を経るべき次の議案に対する意見の申出については原案のとおり了承する。上天草市松島総合運動公園条例の一部を改正する条例の制定について、平成29年11月22日提出。18ページをお願いします。内容につきましては、松島総合運動公園陸上競技場人工芝生化改修工事に伴い、上天草市松島総合運動公園条例の別表、施設使用料の改正を行う必要があります。19ページの新旧対照表でご説明いたします。サッカー場全面使用で、1時間当たりの市内料金を「400円」から「2,000円」、市外料金を「800円」から「4,000円」、半面使用で、市内料金を「200円」から「1,000円」、市外料金を「400円」から「2,000円」に改めるもので、この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。提案理由としましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく、議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出については、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第11号の規定により、教育委員会に諮る必要がある。これが、この議案を提出する理由でございます。ご審議のほど、よろしくご説明いたします。

○教育長（高倉利孝君） ただ今、事務局から説明がありましたが、何かご質疑等はございませんか。

○委員（山下勝一君） 使用料が5倍に上がっていますが、理由は何ですか。

○社会教育課長（中田清治君） 整備するイニシャルコスト、約1億7千万円を20年の耐用年数で換算しますと、1時間当たり約9千6百円となります。県内に4か所の人工芝のサッカー場を参考としたところ、ほとんどのサッカー場が市内料金2千円、市外料金4千円と設定されていました。大津町に新たなサッカー場ができますが、町内料金1千円、町外料金5千円とされる予定とのことで、大津町の担当者に料金設定について尋ねたところ、町長が町内向けに活用の促進を図るため1千円に設定したとのことでした。県内の状況を調査した結果、本市といたしましては、全面の使用料金だけでなく、他の市では設定していない半面の使用料金を設定する条例案の一部改正をお願いするものです。

○委員（山下勝一君） 毎週のように土・日曜日には、サッカーだけでなく他の種目も使用されていて、子どもたちが使いやすいように人工芝生化されたと思います。管理に手間もかからないので、使っていただいて20年もてるのであれば、子どもたちが育っていくうえで良い施設を作られるので、できれば値段を上げずに使ってもらうことを考えて、それが上天草市の財産になっていくと思います。もし、値段が上がったことで使用を控えるとなれば逆効果になることから、値段を上げて使っていただけたとの見込みがあつて使用料を設定されたのでしょうか。例えば、各種団体など日頃から使用している団体などのヒアリングなど行われたのでしょうか。また、部活動の社会体育移行にあたり、保護者の負担感が重いとよく話を聞きますが、使用料は保護者の負担となりますので気になるところです。その点はどのように考えていますか。

○社会教育課長（中田清治君） おっしゃられるところもあるかと思えます。使用料を上げることで、将来的に利用が増えるのか減るのか、私たちもわからないところもあります。益城町、嘉島町、宇城市で同様の料金設定で運営されており、ある程度の利用度はあるものと思っており、今回の設定で、地域性など考慮していない部分については、ご意見があつたことを話したいと思えます。

○委員（山下勝一君） 是非、市内料金だけでも少し下げただけであればありがたいという思い

がします。

- 委員（田中久美子君） 借りられる方は、1回あたり何時間くらい借りられるのですか。
- 社会教育課長（中田清治君） 練習では2から3時間が多く、土・日曜日には半日借りられるところもあります。大会となれば8時間近く、1日ということもあります。
- 委員（山下勝一君） 電気代は別ですよ。
- 社会教育課長（中田清治君） ナイター使用料については、別料金となっています。
- 委員（古川佐奈江君） 5倍になるのはびっくりしたのですが、人工芝で借りるのはそういう使用料で、今までが安かったのかなとの見方もできるのではないかなと思います。サッカーの試合等を誘致して盛んになればいいと思いますが、大会の主催者が市外や市内で使用料などの対応はどうなるのですか。
- 社会教育課長（中田清治君） 市が主催する大会は、減免申請で対応しているところです。大きな大会などで参加料を支払っている場合は、市外の方が主催するのか、市内の方が主催するのかで料金が異なります。
- 教育長（高倉利孝君） 他にございませんでしょうか。それでは、お諮りいたします。議案第94号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することにご異議ございませんか。  
〔異議ありません〕という声あり
- 教育長（高倉利孝君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第13 議案第95号 上天草市就学指導委員会への諮問について

- 教育長（高倉利孝君） 次に、日程第13、議案第95号。「上天草市就学指導委員会への諮問について」を議題といたします。この議題は、秘密会議といたします。

※ 【議案第95号、議案第96号は秘密会議の決定により審議内容は非公開】

日程第15 諸報告

- 教育長（高倉利孝君） 次に、日程第15。「諸報告」に入らせていただきます。まず、報告第1「12月の行事予定について」の説明をお願いします。
- 教育審議員（田崎正明君） 資料の21ページをご覧ください。12月の行事予定についてかいつまんでご説明します。1日、パールラインマラソン大会の受付が開始されます。同日の県図画工作・美術教育研究大会天草大会に教育長が来賓出席されます。2日、上天草市人権講演会が13時からアロマで行われます。4日が維和地区の学校統合懇談会が19時30分から維和中学校で行われます。5日、教育長・校長合同会議が10時から総合庁舎で行われます。6日、今津小学校総合訪問です。8日、第2回就学指導委員会が13時30分から松島庁舎で行われます。11日、市内校長会議が15時から松島庁舎です。12日・13日で市内校長ヒアリングを13時から教育長室で2日間予定しております。22日、教育委員会が10時から松島庁舎です。その日が市内小・中学校の2学期の終業式になります。併せてたまり場補導を計画しております。27日水曜日、高校女子バレーの年末合宿が年明けの3日までアロマを主会場として行われます。28日が仕事納めとなっております。以上です。
- 教育長（高倉利孝君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。ただいまの報告について、なにか質疑はございませんか。次の報告第2、第3は秘密会議といたします。

※ 【報告第2、第3は秘密会議の決定により審議内容は非公開】

○教育長（高倉利孝君） 次に、報告第4。「教職員の勤務時間管理について」説明をお願いします。

※ 【発言内容が個人のプライバシーにかかるため非公表】

○教育長（高倉利孝君） 次に、報告第5。工事請負契約について説明をお願いします。

○社会教育課長（中田清治君） はい、資料として計画平面図を配布しています。松島総合運動公園陸上競技場人工芝生化改修工事について、11月10日の上天草市議会臨時会におきまして、松島総合運動公園陸上競技場人工芝生化改修工事の請負契約の議案を提出し議決されました。契約金額は161,635,046円、契約の相手方は礎・千原特定建設工事共同企業体でございます。次に、議案書の24ページをお願いします。松島総合運動公園陸上競技場人工芝生化改修工事の変更契約並びに専決処分につきまして、専決第14号、松島総合運動公園陸上競技場人工芝生化改修工事請負契約のうち、契約金額161,635,046円を16,086,697円増額しまして177,721,743円に変更するものでございます。内容につきましては、お手元に配布しています図面の赤色に塗っている部分を人工芝部分への土砂を防ぐことで人工芝を適切に管理し機能を長期的に保持するためインフィールド内の天然芝を残す予定としていましたが、変更契約により1,572㎡の説明した部分も含めインフィールド内のすべてを人工芝とするものです。以上でございます。

○教育長（高倉利孝君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、なにか質疑はございませんか。次に、報告第6。「平成29年度12月補正予算の概要について」説明をお願いします。

○学務課長（赤瀬耕作君） 予算書の確定が間に合わず、資料はございませんが、平成29年度12月補正予算の概要についてご説明いたします。学務課の主な補正について説明します。10項、教育総務費、15目、事務局費において、東京都文京区と上天草市の相互協定に基づく、本市湯島小学校と文京区湯島小学校の交流事業に係る費用、78万3千円を計上しており、学校訪問による児童間交流や、湯島天満宮の梅まつりにゲスト参加を行う予定です。また、15項、小学校費及び20項、中学校費の10目、学校管理費については、特別支援学級設置に伴う消耗品や施設整備費、今津小学校のプール施設修繕の他、施設営繕費及び道徳の教師用教科書等購入の費用を計上しており、新学期に向け、事前に必要となる経費について、それぞれ、小学校費については743万4千円・中学校費については87万2千円を補正しています。以上、報告を終わります。

○社会教育課長（中田清治君） 今回は、歳出のみの補正予算となります。保健体育総務費の普通旅費及び費用弁償、使用料及び賃借料で通行料及び駐車場使用料、並びに九州スポーツ推進委員研究大会出席者負担金は、当市のスポーツ推進委員2名が九州スポーツ推進員表彰規定を満たし、九州スポーツ推進委員研究大会の授賞式に出席する旅費及び費用弁償、及び駐車場使用料の予算5千8百円を補正するものです。受賞者につきましては、山本美智子委員、松島町、小橋優子委員、同じく松島町の2名でございます。次に、スポーツ合宿等誘致推進助成金175万円は、当市のスポーツ施設を利用し合宿を行う団体等に10万円を限度に一人当たり1千円を助成する事業でございます。年々合宿件数が増加しており、今後の合宿誘致事業に取り組むうえで必要な予算の補正を行うもので、冬の合宿から来年3月までの合宿費用として増額補正をお願いするものです。次に、体育施設費の消耗品費13万4千円は、体育館照明の電球切れにより、電球を購入し取替を行うための予算の補正を行うものでございます。次に、松島陸上競技場人工芝工事設計業務委託料の入札残685万3千円を減額しまして、人工芝改修工事におけるJFA日本サッカー協会の公認取得に伴う手数料32万4千円。JFA規格に基づくフィールドテスト委託料129万7千円、インフィールド人工芝部分への土砂の混入を防ぐた

め、グラウンドトラック部分に簡易型の人工芝の購入費523万2千円に組み替えるものでございます。以上でございます。

○**教育長（高倉利孝君）** 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、なにか質疑はございませんか。次に、報告第7。「第46回天草パールラインマラソン大会について」説明をお願いします。

○**社会教育課長（中田清治君）** 資料の25ページをお願いします。「遅いあなたが主役です」をキャッチフレーズに、本年度も第46回天草パールラインマラソン大会を平成30年3月11日の第2日曜日に、道の駅上天草さんばーる裏をメイン会場にハーフマラソン、10km、4.2kmの3部門で開催いたします。申込期間は、平成29年12月1日から平成30年1月31日までとなっております。参加料につきましては、ハーフの部においてタイム計測を導入するため4千5百円に変更しました。その他の部は、従来通り3千5百円となっております。冠協賛として、前年度に引き続き「ベストアメニティ（株）」から協賛を受ける予定でございます。ハーフマラソンの部の変更についてでございますが、先ほど申しましたとおりタイム計測を導入し、参加料を1千円値上げします。なお、現在、上天草警察署と協議中ではありますが、コースを一部変更する予定で、スタート地点を天草四郎メモリアルホール前に変更し、市道を中北小学校方向へ、県道を満越交差点へ進行し、ろまん館での折り返しコースを予定しています。なお、ゴール地点は、大矢野総合体育館横を計画しております。前日祭のゲストにつきましては、笑点でおなじみの山田隆夫氏などを招く予定であります。以上でございます。

○**教育長（高倉利孝君）** 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、なにか質疑はございませんか。次に、報告第8。「後援等名義使用承認の報告について」説明をお願いします。

○**学務課長（赤瀬耕作君）** 資料の26ページをお願いします。後援等の報告についてご説明いたします。学務課においては、第24回天草吹奏楽団定期演奏会・第43回天草吹奏楽リーダー研修会2件の名義後援を承認しています。第24回天草吹奏楽団定期演奏会については、趣旨、上天草市、天草市、苓北町の音楽文化の更なる向上と、小・中・高校生へ吹奏楽を通して音楽の楽しさを伝え、青少年の育成を図ることを目的とし、天草郡市の住民参加による吹奏楽団定期演奏会が行われます。期間、平成30年3月4日午後1時半から4時まで。場所、天草市民センター大ホール。主催者、天草吹奏楽団が実施します。資料の27ページ。第43回天草吹奏楽リーダー研修会については、趣旨、天草郡市小、中、高校の吹奏楽部の児童・生徒が一堂に会し、交流を深めるとともに、演奏表現の技量を高める場とすること目的とし、天草郡市の小中高校生の吹奏楽部員が合宿形式で研修会を実施するもの。期間、平成29年12月27日午前9時から平成29年12月28日午後3時半まで。場所、熊本県立天草青年の家。主催者、天草吹奏楽連盟が実施します。報告は以上です。

○**社会教育課長（中田清治君）** 別紙の資料をご覧ください。行事名は「みんなでつなGo!かい～上天草市男女共同参画フォーラム」で、お互いの人権を尊重しあい、自分らしく生きる喜びを感じ、安心して心豊かに暮らせる「つなぎあい 男女につくろう 心かようまち」を基本理念として、上天草市の男女共同参画社会の実現をめざすために、上天草市男女共同参画週間において本大会を開催されるもので、平成30年1月27日午後1時から、松島総合センターアロマホールで開催されます。主催者は上天草市で約3百人の参加者を予定しています。承諾日は11月14日でございます。以上でございます。

○**教育長（高倉利孝君）** 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、なにか質疑はございませんか。以上で予定された諸報告は終わりましたが、その他、事務局からの追加報告等はありませんか。

○**社会教育課長（中田清治君）** 11月7日付けの熊日新聞に、熊本大学における公的研究費の不正使用が認められたと発表する記事の掲載がありました。内容は、簡単に申しますとカラ出

張で、旅費の不正使用でございます。当該人につきましては、平成26年度から本市の姫戸・龍ヶ岳地区の市史編さん委員に委嘱されている方で、平成27年度から平成29年度まで県内外に出向き、市史編さんの史料調査を行われています。このようなことから、本市でも調査が必要と考え、市史編さん史料の調査内容、宿泊、旅費等を調査対象とし、現在進めているところでございます。氏名は吉村豊雄委員でございます。役職は熊本大学名誉教授で、近世編を執筆担当されており、平成28年10月より龍ヶ岳町の藤田家から大量の古文書等が発見されたことによる解読や整理等を積極的に行われていました。以上報告いたします。

○教育長（高倉利孝君） 他にございませんか。それでは以上で予定された案件はすべて終了いたしました。これをもって平成29年第14回教育委員会定例会を閉会いたします。お疲れ様でした。

閉会 午前11時25分